

关于退税手续

免税手続きについて

购买退税商品时，必须办理规定的程序。

免税で購入する際は、所定の手続きが必要になります。

适用退税者 対象者



非居住者 非居住者

入境日本后未满6个月的外国人
(在位于日本的事务所工作的人员除外)

暂时归国期间未满6个月的侨居
海外日本人

所須文件 必要書類



本人护照等

ご本人のパスポート等

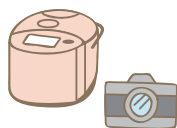
退税商品的区别 免税商品の区別

一般物品

一般物品

同一日在同一商店的合计购买金额

5,000日元以上(不含税)



家电、相机



衣服



皮包、鞋子



礼品



钟表、首饰

但是，当一般商品的包装显示它并不会在日本国内被使用时，即可与消耗品合并计算。在此情况下，适用消耗品的相关规定。ただし、一般物品を日本国内で使用しないように包装した場合、消耗品との合算が可能となります。この場合消耗品と同じ要件になります。

消耗品

消耗品

同一日在同一商店的合计购买金额

5,000日元~50万日元以下(不含税)



化妆品



饮料



食品



糕点

药品

- 消耗品禁止在日本滞留期间使用。
消耗品は日本滞在中は使用できません。
- 从日本出境时请向海关出示护照和所购买的物品。
出国の際にパスポート等と購入物品を税関に提示してください。

购买前的注意事项 ご購入前のご注意

- 未持有本人护照等时无法退税。
ご本人のパスポート等がない場合は免税できません。
- 因通过自动闸机入境而未盖入境章时，由于无法证明入境日期，所以无法退税。
自動ゲートを通して入国した場合など、スタンプがない場合は入国日を証明するものがないため免税販売できません。
- 使用信用卡时，信用卡名义必须与护照姓名一致。
クレジットカードご利用の際は、名義がパスポート等と一致であることが必須です。
- 当日销售的商品可办理退税。
当日販売したものが免税になります。
- 各国对于禁止携带入境的物品规定不同（例：肉类、果实类、违反华盛顿公约的物品）。
国により持ち込めない物品(例:肉類、果実類、ワシントン条約に抵触するもの)があります。

购买后的注意事项 ご購入後のご注意

- 从日本出境时，请在机场或港口的海关出示护照和所购买的物品。
出国時は空港や港の税関で、パスポート等と購入物品を提示してください。
- 关于禁止带入机舱内的物品，请在办理登机前向机场海关咨询。
飛行機に持ち込めない物品は出国する際、搭乗便のチェックインをする前に空港の税関にお問い合わせください。
- 退税购买的消耗品若在日本国内消费使用，出境时须在海关缴纳消费税，敬请注意。
免税で購入された消耗品を国内で消費した場合は、出国時の税関で消費税をお支払いいただきますのでご注意ください。



Japan. Shopping!

Japan Shopping Tourism Organization